

○省令様式一覧

別紙⑦

No	様式名	様式番号
1	技能実習計画認定申請書	別記様式第1号
2	技能実習計画認定通知書	別記様式第2号
3	技能実習計画軽微変更届出書	別記様式第3号
4	技能実習計画変更認定申請書	別記様式第4号
5	技能実習計画変更認定通知書	別記様式第5号
6	立入検査証（主務大臣）	別記様式第6号
7	実習実施者届出書	別記様式第7号
8	実習実施者届出受理書	別記様式第8号
9	技能実習実施困難時届出書	別記様式第9号
10	実施状況報告書	別記様式第10号
11	監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書	別記様式第11号
12	監理事業計画書	別記様式第12号
13	取扱職種範囲等変更命令通知書	別記様式第13号
14	監理団体許可証	別記様式第14号
15	監理団体許可証再交付申請書	別記様式第15号
16	事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書	別記様式第16号
17	変更届出書／変更届出書及び許可証書換申請書	別記様式第17号
18	技能実習実施困難時届出書	別記様式第18号
19	事業廃止届出書／事業休止届出書	別記様式第19号
20	立入検査証（労働基準監督官・船員労務官）	別記様式第20号
21	事業区分変更通知書	別記様式第21号
22	監査報告書	別記様式第22号
23	事業報告書	別記様式第23号
24	立入検査証（機構への立入検査関係）	別記様式第24号

※ 認定番号	
--------	--

技能実習計画 認定申請書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

申請者

次の技能実習計画について、申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下法という。)第10条各号に規定する欠格事由(第7面記載)を確認するとともに、そのいずれにも該当しないことを誓約し、法第8条第1項の認定を申請します。

(団体監理型技能実習に係るものである場合)

申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理団体

(注意)

※印欄には、記載しないこと。

	(ふりがな) ④技能実習指導員の氏名 及び役職名		役職名		
	(ふりがな) ⑤生活指導員の氏名及び 役職名		役職名		
3 技能 実習生	①氏名	ローマ字			
		漢字			
	②国籍（国又は地域）				
	③生年月日、年齢及び性別		年 月 日（ 才）	性別（男・女）	
	④帰国（予定）期間		年 月（ 年 月 日～	年 月 日）	
4 技能実習の区分		<input type="checkbox"/> A (第一号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D (第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第二号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E (第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第三号団体監理型技能実習)			
5 技能 実習の 内容	①移行対象職種・作業の場合	コード番号（ ） 職種名（ ） 作業名（ ）			
		複数実施の場合	コード番号（ ） 職種名（ ） 作業名（ ）		
	②移行対象職種・作業以外 の場合				
	③入国後講習		第3面「入国後講習実施予定表」のとおり		
	入国前講習実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
④実習		第1号技能実習にあつては第4面「実習実施予定表」、第2号技能実習 又は第3号技能実習にあつては第5面「実習実施予定表（1年目）」及び 第6面「実習実施予定表（2年目）」のとおり			
6 技能実習の目標		<input type="checkbox"/> 技能検定（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> その他（内容： ）			
複数実施の場合		<input type="checkbox"/> 技能検定（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> その他（内容： ）			
7 前段 階の目 標の達 成状況	①目標の達成	<input type="checkbox"/> 技能検定（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験（試験名： 、級： ）			
		複数実施の場合	<input type="checkbox"/> 技能検定（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> その他（内容： ）		
	②前段階の技能実習計画の 認定番号				
8 技能実習の期間及び時間数		延べ期間 年 月 日間 （ 年 月 日～ 年 月 日） 合計時間 時間（入国後講習 時間、実習 時間）			
9	①監理団体の許可番号				

団体 監理型 技能実習	②監理団体の許可の別		<input type="checkbox"/> 一般監理事業 <input type="checkbox"/> 特定監理事業			
	③監理団体の名称 (ふりがな)					
	④監理団体の住所		〒 — (電話 — —)			
	⑤監理団体の代表者の氏名 (ふりがな)					
	⑥監理責任者の氏名 (ふりがな)					
	⑦担当事業所の名称 (ふりがな)					
	⑧担当事業所の所在地		〒 — (電話 — —)			
	⑨計画指導担当者の氏名 (ふりがな)					
	⑩取次送出機関の氏名又は名称 (送出機関番号又は整理番号を記載すること。)		送出機関番号		整理番号	
	10 技能実習生の待遇	①報酬	賃金	月給 ・ 日給 ・ 時給		円
講習手当					円	
その他					円	
②雇用契約期間		期間の定め (有 (年 月 日 ~ 年 月 日) ・ 無)				
③労働時間及び休憩		時 分 ~ 時 分 (休憩 : 時 分 ~ 時 分)				
④所定労働時間		年間 時間 / 週平均 時間				
⑤休日						
⑥休暇						
⑦宿泊施設						
⑧技能実習生が定期に負担する費用	食費	円、	居住費	円、	その他	円
11 備考	※ 過去1年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

(注意)

- 1 1 欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 2 1 欄の④及び⑥について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 1 欄の⑦は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 4 2 欄について、技能実習を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 3 欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 6 3 欄の④は、第 3 号技能実習に係る申請である場合には、第 2 号技能実習の終了後第 3 号技能実習の開始までの間又は第 3 号技能実習開始から 1 年以内における本国への一時帰国の期間（一時帰国する予定の期間を含む。）を記載すること。帰国期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 5 欄の①及び②について、移行対象職種・作業である場合には、主務大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。移行対象職種・作業でない第 1 号技能実習に係る技能実習計画である場合には、技能実習の内容が分かるように具体的に記載すること。
- 8 5 欄の①について、複数の職種及び作業を実施する場合には、技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標を定めた職種及び作業については、コード番号、職種名及び作業名を記載し、その他の職種及び作業については、複数実施の場合の欄にコード番号を全て記載すること。また、複数の職種及び作業を実施する理由を 11 欄に記載すること。
- 9 5 欄の③及び④は、技能実習の区分に応じた所定の様式で作成し、提出すること。
- 10 5 欄の③につき入国前講習を実施している場合には、その内容について別紙により提出すること。
- 11 6 欄及び 7 欄について、複数の職種及び作業を実施する場合には、主たる職種及び作業については、上欄に記載し、主たる職種及び作業以外の職種及び作業については、下欄の複数実施の場合の欄に記載すること。
- 12 6 欄について、その他の欄にチェックマークを付す場合には、目標とする業務内容、水準等を具体的に記載すること。
- 13 7 欄について、第 2 号技能実習に係る申請である場合には第 1 号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を、第 3 号技能実習に係る申請である場合には第 2 号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を記載すること。
- 14 8 欄について、技能実習の期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 15 9 欄の⑩括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出国に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 16 10 欄の②について、雇用契約期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 17 11 欄には、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、過去 1 年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の有無（※印）について、該当する欄にチェックマークを付すこと。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

入 国 後 講 習 実 施 予 定 表

講習実施施設

施設名
所在地
連絡先

法的保護に必要な情報について講義を行う講師

氏名
職業
所属機関
専門的知識の経歴
資格・免許

講習期間 年 月 日 ～ 年 月 日

講習内容 講師の氏名 (役職・経験年数・委託の有無)	合計 時間	時間数											
		1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目
1													
2													
3													
4													
5													
合 計 時 間	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

実習実施予定表

技能実習を行わせる事業所

- ① 事業所名
- ② 事業所名
- ③ 事業所名

所在地
所在地
所在地

実習期間 年 月 日 ~ 年 月 日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名 (経験年数)	事業所	合計時間	月・時間数												
			1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
合計時間			h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

実 習 実 施 予 定 表 (1 年 目)

技能実習を行わせる事業所

- ① 事業所名
- ② 事業所名
- ③ 事業所名

所在地
所在地
所在地

実習期間 年 月 日 ~ 年 月 日

1	技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名 (経験年数)	事 業 所	合 計 時 間	月・時間数												
				1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
合 計 時 間			h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

実習実施予定表 (2年目)

技能実習を行わせる事業所

- ① 事業所名
- ② 事業所名
- ③ 事業所名

所在地
所在地
所在地

実習期間 年 月 日 ~ 年 月 日

1	技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名 (経験年数)	事業所	合計時間	月・時間数												
				1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
合 計 時 間			h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

私(申請者)は、法第10条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないことを確認しましたので、その旨をここに誓約します。 ※

(注意)

申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第10条各号に規定する欠格事由】

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)(抄)
(認定の欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二条、第三条の二若しくは第四条第一項(同法第二条又は第三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令に定めるもの
- 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。))において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。))であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
- 九 第八条第一項の認定の申請の前日五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。))
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第三百三十六号)(抄)
(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。))第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一百七十七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。))第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第一百八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第一百九条(第一号(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第

三十七条の規定に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第二百二十条(第一号(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百二十一条の規定

二 船員法(昭和二十二年法律第百号)第二百二十九条(同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。)、第三百十条(同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条(同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。)及び第三百十一条(第一号(同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。))及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条第一項の規定(これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)

三 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。))及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四 船員職業安定法第百一条から第百十五条までの規定

五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定

六 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和三十九年法律第百三十二号)第四十条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十九年法律第三十三号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

九 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

十 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十一 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条、第四十九条(第一号を除く。))及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定

十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの規定

十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第二百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第二百二十九条から第三百十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和三十七年法律第五十七号)第百十九条及び第二百二十二条の規定

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号)(抄)

(技能実習に関する業務を適正に行うことができない者)

第十六条の二 法第十条第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。))の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

技能実習計画 認定通知書

殿

外国人技能実習機構 理事長

㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条第1項の認定の申請があった技能実習計画について、下記のとおり同項の認定をしましたので通知します。

記

1 認定番号			
2 申請年月日		年	月 日
3 認定年月日		年	月 日
4 技能実習の期間		年	月 日 ~ 年 月 日
5 申請者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所	〒 — (電話 — —)	
6 技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍 (国又は地域)		
③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才)	性別 (男・女)
7 監理団体	①許可番号		
	②名称		
	③住所	〒 — (電話 — —)	
8 技能実習の区分		<input type="checkbox"/> A (第一号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D (第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第二号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E (第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第三号団体監理型技能実習)	

(注意)

- 5 欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
- 6 欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。
- 7 欄には、団体監理型技能実習の場合について記載を行う。

※ 軽変届出受理番号	
------------	--

技能実習計画 軽微変更届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第17条の規定により下記のとおり認定計画の軽微な変更の届出をします。

記

1 認定番号					
2 認定年月日		年 月 日			
3 届出者	①実習実施者届出受理番号				
	(ふりがな)				
	②氏名又は名称				
③住所		〒 ー (電話 ー ー)			
4 技能実習生	①氏名	ローマ字			
		漢字			
	②国籍 (国又は地域)				
	③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才) 性別 (男 ・ 女)		
5 認定計画の軽微な変更の内容		項目	変更前	変更後	変更年月日
					年 月 日

6 備考	
------	--

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3 欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 3 4 欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 5 欄は、軽微な変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。なお、同欄で記載する内容が取次送出機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載に加え、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 5 6 欄には、軽微な変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、軽微な変更の届出が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 変更認定番号	
----------	--

技能実習計画 変更認定申請書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

申請者

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり認定計画の変更の認定の申請をします。

記

1 認定番号				
2 認定年月日		年 月 日		
3 申請者	①実習実施者届出受理番号			
	(ふりがな)			
	②氏名又は名称			
③住所		〒 ー (電話 ー ー)		
4 技能実習生	①氏名	ローマ字		
		漢字		
	②国籍 (国又は地域)			
	③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才) 性別 (男 ・ 女)	
5 団体監理型	①監理団体の許可番号			
	②監理団体の許可の別		<input type="checkbox"/> 一般監理事業 <input type="checkbox"/> 特定監理事業	
	(ふりがな)			
③監理団体の名称				

技能 実習	④監理団体の住所	〒 —				(電話 — —)			
	(ふりがな) ⑤監理団体の代表者の氏名								
	(ふりがな) ⑥監理責任者の氏名								
	(ふりがな) ⑦担当事業所の名称								
	⑧担当事業所の所在地	〒 —				(電話 — —)			
	(ふりがな) ⑨計画作成指導担当者の氏名								
	⑩取次送出機関の氏名又は名称 (送出機関番号又は整理番号を 記載すること。)	送出機関番号							整理番号
6 認定計画の変更の内容	項目	変更前			変更後			変更年月日	
								年 月 日	
7 備考									

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3 欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 3 4 欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 5 欄の⑩括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 5 6 欄は、変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。
- 6 7 欄には、変更の認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、変更の認定の申請が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

技能実習計画 変更認定通知書

殿

外国人技能実習機構 理事長

㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第11条第1項の規定により変更の申請のあった技能実習計画について、下記のとおり同項の変更の認定をしましたので通知します。

記

1 変更認定番号 (認定番号)		()	
2 変更申請年月日		年	月 日
3 変更認定年月日 (認定年月日)		年	月 日 (年 月 日)
4 技能実習の期間		年	月 日 ~ 年 月 日
5 申請者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所	〒 — (電話 — —)	
6 技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍 (国又は地域)		
	③生年月日、年齢及び性別	年	月 日 (才) 性別 (男 ・ 女)
7 技能実習の区分		<input type="checkbox"/> A (第一号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D (第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第二号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E (第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第三号団体監理型技能実習)	

(注意)

- 5欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
- 6欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。

別記様式第6号(第19条関係)

第1面

				第	号
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第13条第2項(第35条第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査証					
写 真	職名及び氏名				
	年	月	日		
	年	月	日	交付	
	法務大臣			印	
厚生労働大臣			印		

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

第13条 主務大臣は、この章(次節を除く。)の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であった者(以下この項及び次条第1項において「実習実施者等」という。)、監理団体若しくは監理団体であった者(以下この項、次条第1項及び第35条第1項において「監理団体等」という。)、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは職員(以下この項において「役職員」という。)、若しくは役職員であった者(以下この項及び次条第1項において「役職員等」という。))に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認定の取消し等)

第16条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 第13条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五～七 (略)

2 (略)

第3面

(報告徴収等)

第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に關係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(許可の取消し等)

第37条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

五 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2～4 (略)

第4面

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二～十二 (略)

第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条（第44条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。

※ 届出受理番号	
----------	--

実 習 実 施 者 届 出 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第17条の規定により下記のとおり実施の届出をします。

記

1 届出者	(ふりがな) ①氏名又は名称	
	②住所	〒 — (電話 — —)
2 技能実習計画	①認定番号	
	②認定年月日	
3 技能実習を開始した日		年 月 日
4 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を開始する場合には複数の技能実習計画の全てを記載すること。ただし、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

実 習 実 施 者 届 出 受 理 書

殿

外国人技能実習機構 理事長

㊦

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第17条の規定による実施の届出について、受理しましたので通知します。

記

1 実習実施者届出受理番号		
2 届出受理年月日		年 月 日
3 届出者	①氏名又は名称	
	②住所	〒 ー (電話 ー ー)

※ 困難時届出受理番号	
-------------	--

技能実習実施困難時 届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第19条第1項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

1 届出者	①実習実施者届出受理番号		
	(ふりがな)		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒 — (電話 — —)
2 企業単独型技能実習計画		①認定番号	
		②認定年月日	年 月 日
		③技能実習の区分	<input type="checkbox"/> 第1号企業単独型技能実習 <input type="checkbox"/> 第2号企業単独型技能実習 <input type="checkbox"/> 第3号企業単独型技能実習
3 企業単独型技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍 (国又は地域)		
③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才) 性別 (男 ・ 女)	

4 技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因		<input type="checkbox"/> 企業単独型実習実施者の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 実習認定の取消し <input type="checkbox"/> 経営上・事業上の理由 <input type="checkbox"/> その他 ())
		<input type="checkbox"/> 企業単独型技能実習生の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 病気・怪我 <input type="checkbox"/> 実習意欲の喪失・ホームシック <input type="checkbox"/> 行方不明 (年 月 日発生) <input type="checkbox"/> 本国の家族の都合 <input type="checkbox"/> その他 ())
		上記事由の概要 (発生時期、経緯、原因等) []
5 企業単独型技能実習生の現状	①入国状況	<input type="checkbox"/> 入国前 <input type="checkbox"/> 入国済 (年 月 入国) (「入国前」にチェックマークを付した場合は5②及び③は記載不要。)
	②住居の確保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	③生活費等の確保	<input type="checkbox"/> 有 (休業手当) <input type="checkbox"/> 有 (雇用保険) <input type="checkbox"/> 有 (生活費等) <input type="checkbox"/> 無
		②及び③の具体的状況等 (支援実施者、受給開始日等) []
6 企業単独型技能実習の継続のための措置		企業単独型技能実習生の企業単独型技能実習の継続意思 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等 []
7 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 欄及び3 欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 欄の①は、ローマ字で旅券 (未発給の場合、発給申請において用いるもの) と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと (実習実施者の事業規模の

縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「企業単独型技能実習生の都合」ではなく、「企業単独型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。

- 5 5 欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の企業単独型技能実習生の現状について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 6 6 欄の無にチェックマークを付した場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。
- 7 7 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※実施状況報告 受理番号	
-----------------	--

実施状況報告書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第1項の規定により、
下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

1 報告対象期間		年4月1日 ~ 年3月31日			
2 実習実施者	①実習実施者届出受理番号 (ふりがな)				
	②氏名又は名称		-----		
	③住所		〒 - (電話 - -)		
	④業種		大分類 (、) 小分類 (、)		
	⑤職種 (最も多く受け入れているもの)		コード番号 () 職種名 ()		
3 報告対象技能実習生数 (上記1の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。)		第1号 人、第2号 人、第3号 人			
4 技能検定等受検状況 (上記3の実習生に限る。)	試験区分		修了者数	うち受検者数	うち合格者数
	①基礎級程度 (第1号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	②3級程度 (第2号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	③2級程度 (第3号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
5 労働条件等			第1号技能実習生 (入国後講習中の者を除く。)	第2号技能実習生	第3号技能実習生
	(1) 実労働日数		平均 日/月	平均 日/月	平均 日/月
	(2) 所定内実労働時間数 (実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。)		平均 時間/月	平均 時間/月	平均 時間/月
	(3) 超過実労働時間数 (早出、残業、休日労働等)		平均 時間/月	平均 時間/月	平均 時間/月
	(4) きまって支給する現金給与額 (超過労働給与額を含む。)		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	①うち超過労働給与額 (時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	②うち通勤手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	③うち精皆勤手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	④うち家族手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	(5) 上記1の期間中の賞与、期末手当等特別給与額		平均 円	平均 円	平均 円
(6) 控除額					

	①食費	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	②居住費 (水道、光熱費含む。)	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	③税・社会保険料	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	④その他	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
(7) 昇給率	①第2号移行時			平均	%		
	②第3号移行時					平均	%
6 技能実習の継続が困難となった技能実習生数 (上記1の期間中に限る。)				(うち行方不明者数、割合)		人	%
7 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び 実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無				人数		人	
				登録の有無		有・無	
8 地域社会との共生 に向けた取組の実施 状況		取組概要					
		①日本語学習支援					
		②地域社会との交流の機会提供					
		③日本文化を学ぶ機会の提供					
9 備考							

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 3欄は、技能実習の終了時点（「技能実習実施困難時届出書」を提出した場合を含む。）又は3月31日時点での区分（第1号から第3号まで）に応じた人数を記載すること。
- 5欄の（1）～（6）は、3欄に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。
- 5欄の（4）の算出に当たっては、月中で技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が1か月分に満たない場合は、当該額を除いて1か月あたりの平均額を算出すること。
- 5欄の（7）は、1欄の期間中に第2号又は第3号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率（複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率）を記載すること。
- 6欄の行方不明者の割合は、3欄の人数に占める割合を算出すること。
- 8欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的内容が分かるものを必要に応じて添付すること。
- 9欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 許可番号	
※ 許可・更新年月日	

収入印紙
(消印しては
ならない。)

監 理 団 体 許 可 申 請 書
監理団体 許可有効期間更新申請書

年 月 日

法 務 大 臣 殿
厚生労働大臣

申請者

申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第 26 条各号に規定する欠格事由（第 2 面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第 5 号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約し、以下のとおり申請します。

1. 法第 23 条第 2 項の規定により下記のとおり監理団体の許可の申請をします。
2. 法第 31 条第 2 項の規定により下記のとおり監理団体の許可の有効期間の更新の申請をします。

記

1 申請者	(ふりがな) ①名称			
	②住所	〒 — (電話 — —)		
	(ふりがな) ③代表者の氏名			
	④法人番号			
	(ふりがな) ⑤役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名
	i			〒 —
	ii			〒 —

	iii			〒	—
	iv			〒	—
	v			〒	—
	vi			〒	—
	(ふりがな) ⑥責任役員の氏名				
	⑦外部監査の措置 <input type="checkbox"/> 有 (外部監査人の氏名又は名称：) <input type="checkbox"/> 無 (指定外部役員の氏名：)				
	⑧法人の種類 <input type="checkbox"/> 商工会議所 <input type="checkbox"/> 商工会 <input type="checkbox"/> 中小企業団体 <input type="checkbox"/> 職業訓練法人 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 漁業協同組合 <input type="checkbox"/> 公益社団法人 <input type="checkbox"/> 公益財団法人 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	⑨団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等				
2 監理事業を行う事業所	(ふりがな) ①名称				
	②所在地 〒 — (電話 — —)				
	監理責任者	(ふりがな) ③氏名			
		④住所 〒 — (電話 — —)			
	※事業所枝番号				
3 許可の別		<input type="checkbox"/> 一般監理事業 <input type="checkbox"/> 特定監理事業			
4 外国の送出国	①氏名又は名称 (送出国番号又は整理番号を記載すること。)		送出国番号		整理番号
	②住所				
	③代表者の氏名				
	④団体監理型技能実習の申込みを取り次いで送り出す技能実習生の国籍又は地域				

5 取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要	
6 許可年月日	年 月 日
7 許可番号	
8 監理事業を開始する予定年月日	年 月 日
9 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
10 備考	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 許可を申請するときは、表題中「監理団体許可有効期間更新申請書」の文字及び第1面上方の2の全文を抹消すること。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中「監理団体許可申請書」の文字及び第1面上方の1の全文を抹消すること。また、2欄の「※事業所枝番号」の「※」の文字を抹消し、該当する事業所の事業所枝番号を記入し、監理団体許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記入すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 1欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。
- 6 1欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 7 1欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定による届出は、1欄の⑨の記載により行うものとする。
- 9 2欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 10 3欄は、申請する事業の区分につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 11 4欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出国を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①について、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出国に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 12 5欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
- 13 6欄及び7欄は許可の有効期間の更新を申請するときのみ、また、8欄は許可を申請するときのみ、それぞれ記載すること。
- 14 10欄は、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
- 15 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

第 2 面

私（申請者）は、法第 26 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第 5 号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。 ※

（注意）

申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第 26 条各号に規定する欠格事由】

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（許可の欠格事由）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

- 一 第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者
- 二 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 三 第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 四 第二十三条第一項の許可の申請の前日五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者
 - ロ 第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者
 - ハ 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第二号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ニ 第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の前日六十日以内に当該届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（認定の欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第一百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二条、第三条の二若しくは第四条第一項（同法第二条又は第三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
- 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取

締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

- 九 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。)
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第三百三十六号)(抄)
(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一百七十七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第一百八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第一百九条(第一号(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))及び第二百二十条(第一号(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百二十一条の規定
- 二 船員法(昭和二十二年法律第百号)第二百二十九条(同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。)、第三百十条(同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条(同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。))及び第三百十一条(第一号(同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。))及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条第一項の規定(これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。))
- 三 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。))及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
- 四 船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定
- 五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定
- 六 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第四十条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定
- 八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 九 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
- 十 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
- 十一 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条、第四十九条(第一号を除く。))及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定
- 十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの規定
- 十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
- 十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第一百九条及び第二百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第二百二十九条から第三百十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第百九条及び第二百二十二条の規定

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号)(抄)

(技能実習に関する業務を適正に行うことができない者)

第十六条の二 法第十条第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。))の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

監 理 事 業 計 画 書

1 許可番号	
2 監理団体の名称	
(ふりがな) 3 監理事業を行う事業所の名称	
4 計画対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 実習監理する団体 監理型技能実習が行われる地域	<input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 単一の都道府県内 () <input type="checkbox"/> 複数の都道府県内 ()
6 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等	
7 実習監理する団体 監理型実習実施者の見込数	団体監理型実習実施者 人/法人
8 実習監理する団体 監理型技能実習生の見込数	第 1 号団体監理型技能実習生 人 第 2 号団体監理型技能実習生 人 第 3 号団体監理型技能実習生 人
9 実習監理する団体 監理型技能実習生の国籍 (国又は地域) の見込み	
10 監理事業の実務に従事する職員の数	合計 人 (常勤職員 人 非常勤職員 人)
11 定期の監査の実施頻度	月に 1 回以上
12 事業所の床面積	m ²

(注意)

- 1 監理事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 2 1 欄は、既に監理団体の許可番号を得ている者について記載すること。
- 3 4 欄は、事業所において事業開始を予定する日から、許可の有効期間の末日が含まれる技能実習事業年度の末日を記載すること。

- 4 6 欄は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 7 欄から9 欄までは、計画対象期間内における見込数を記載すること。
- 6 12 欄は、事業所のうちの事務所の床面積を記載すること。

取扱職種範囲等変更命令通知書

殿

法務大臣



厚生労働大臣



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 27 条第 2 項により読み替えて適用する職業安定法第 32 条の 12 第 3 項の規定に基づき、取扱職種の範囲等について、下記の理由により変更することを命じます。

記

1 許可番号	
(ふりがな) 2 監理団体の名称	
3 変更内容	
4 期限	
5 変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

許可番号

許可年月日 年 月 日

監 理 団 体 許 可 証

法人の名称

住所

法人の種類

事業所の名称

事業所の所在地

許可の別 一般監理事業 ・ 特定監理事業

有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

取扱職種の範囲等

許可の条件

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 23 条第 1 項の許可を受けた監理団体であることを証明する。

年 月 日

法 務 大 臣

厚生労働大臣

事業所枝番号

監理団体許可証再交付申請書

年 月 日

法務大臣
厚生労働大臣 殿

申請者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 29 条第 3 項 (同法第 31 条第 5 項及び第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。

記

1 許可番号		
2 許可年月日		年 月 日
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 — (電話 — —)
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — —)
5 再交付申請事由		亡失 ・ 滅失
6 再交付申請事由発生経緯		
7 備考		

(注意)

- 6 欄は、再交付申請事由発生の経緯を具体的に記載すること。
- 7 欄は、許可証の再交付の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 変更許可番号	
※ 変更許可年月日	

収入印紙
(消印しては
ならない。)

事業区分変更許可申請書
及び許可証書換申請書

年 月 日

法務大臣 殿
厚生労働大臣

申請者

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第 1 項の規定により下記のとおり監理許可に係る事業の区分の変更を申請します。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第 1 項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

1 変更の内容	①変更の内容及び予定日	<input type="checkbox"/> 一般監理事業から特定監理事業への変更 (一般監理事業を終える予定日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 特定監理事業から一般監理事業への変更 (一般監理事業を開始する予定日: 年 月 日)		
	②変更の理由			
2 監理 団体	(ふりがな) ①名称			
	②住所	〒 (電話 — —)		
	(ふりがな) ③代表者の氏名			
	④法人番号			
	(ふりがな) ⑤役員の氏名、役職名及び住所	i	氏名	役職名
				〒 —

5 取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要	
6 許可年月日	年 月 日
7 許可番号	
8 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
9 備考	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1 欄の①は、申請を行おうとする変更について該当するものにチェックマークを付し、予定日を記載すること。
- 3 2 欄の②から 5 欄まで及び 8 欄は、変更があったものについてのみ記載すること。
- 4 2 欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 2 欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。
- 6 2 欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 7 2 欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 3 欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。同欄の⑤は、監理団体許可証の事業所枝番号を記載し、監理団体許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記載すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 9 4 欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出国を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出国に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 10 5 欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
- 11 9 欄は、監理許可に係る事業の区分の変更の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
- 12 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

※ 変更届出受理番号	
------------	--

変 更 届 出 書
 変更届出書及び許可証書換申請書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者／申請者

1. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第 3 項の規定により下記のとおり変更の届出をします。なお、変更の届出後も、監理団体が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 26 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、監理責任者が同条第 5 号イ（同法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。
2. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第 6 項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

1 許可番号		
2 許可年月日		年 月 日
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 — (電話 — —)
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — —)

		項目	変更前	変更後	変更年月日	
		①既に申請又は届出をしている事項の変更				年 月 日
5 変更の内容	②監理事業を行う事業所の新設	(ふりがな) i 名称			新設年月日 年 月 日	
		ii 所在地	〒 —	(電話 — —)		
		監理責任者	(ふりがな) iii 氏名			
			iv 住所	〒 —		
		v 事業所枝番号				
③監理事業を行う事業所の廃止	(ふりがな) i 名称			廃止年月日 年 月 日		
	ii 所在地	〒 —	(電話 — —)			
6 備考						

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 変更の内容が許可証の記載事項に該当しない場合は、表題の「変更届出書及び許可証書換申請書」、上方2の全文及び記名欄の「/申請者」を抹消すること。
- 3 変更の内容が許可証の記載事項に該当する場合は、表題の「変更届出書」を抹消すること。
- 4 3欄及び4欄は、届出前の事項を記載すること。
- 5 5欄の①は、変更の内容が分かるよう具体的に記載すること。なお、同欄で記載する内容が外国の送出国の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載のみならず、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出国に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 6 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定による届出は、5欄の①の記載により行うものとする。
- 7 5欄の②は、新設する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を新設する理由を6欄に具体的に記載すること。
- 8 5欄の③は、廃止する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を廃止した理由を6欄に具体的に記載すること。
- 9 6欄には、変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 困難時届出受理番号	
-------------	--

技能実習実施困難時 届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 33 条第 1 項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

1 届出者	①許可番号		
	(ふりがな)		
	②名称		
	③住所		〒 — (電話 — —)
2 団体監理型実習実施者	①実習実施者届出受理番号		
	(ふりがな)		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒 — (電話 — —)
3 団体監理型技能実習計画		①認定番号	
		②認定年月日	年 月 日
		③技能実習の区分	<input type="checkbox"/> 第 1 号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第 2 号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第 3 号団体監理型技能実習
4 団体監理型技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍 (国又は地域)		
	③生年月日、年齢及び性別	年 月 日 (才) 性別 (男 ・ 女)	
5 団体監理型実習実施者からの通知の有無		<input type="checkbox"/> 有 (通知日 : 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	

<p>6 技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因</p>	<p><input type="checkbox"/> 監理団体の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 監理許可の取消し <input type="checkbox"/> 監理事業の廃止 <input type="checkbox"/> その他 ())</p> <p><input type="checkbox"/> 団体監理型実習実施者の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 実習認定の取消し <input type="checkbox"/> 経営上・事業上の理由 <input type="checkbox"/> その他 ())</p> <p><input type="checkbox"/> 団体監理型技能実習生の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 病気・怪我 <input type="checkbox"/> 実習意欲の喪失・ホームシック <input type="checkbox"/> 行方不明 (年 月 日発生) <input type="checkbox"/> 本国の家族の都合 <input type="checkbox"/> その他 ())</p> <p>上記事由の概要(発生時期、経緯、原因等)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin-left: 20px;"></div>
<p>7 団体監理型技能実習生の現状</p>	<p>①入国状況 <input type="checkbox"/> 入国前 <input type="checkbox"/> 入国済 (年 月入国) (「入国前」にチェックマークを付した場合は7②及び③は記載不要。)</p> <p>②住居の確保 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>③生活費等の確保 <input type="checkbox"/> 有(休業手当) <input type="checkbox"/> 有(雇用保険) <input type="checkbox"/> 有(生活費等) <input type="checkbox"/> 無</p> <p>②及び③の具体的状況等(支援実施者、受給開始日等)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin-left: 20px;"></div>
<p>8 団体監理型技能実習の継続のための措置</p>	<p>団体監理型技能実習生の団体監理型技能実習の継続意思 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin-left: 20px;"></div>
<p>9 備考</p>	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3 欄及び4 欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 4 欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 5 欄には、団体監理型実習実施者からの通知の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 5 6 欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと（実習実施者の事業規模の縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「団体監理型技能実習生の都合」ではなく、「団体監理型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること）。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。
- 6 7 欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の団体監理型技能実習生の現状につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 7 8 欄の無にチェックマークを付した場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。
- 8 9 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 休廃止届出受理番号	
-------------	--

事 業 廃 止 届 出 書
 事 業 休 止 届 出 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 34 条第 1 項の規定により下記のとおり届出をします。

記

1 許可番号		
2 許可年月日		年 月 日
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称
	②住所	〒 ー (電話 ー ー)
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称
	②所在地	〒 ー (電話 ー ー)
5 廃止又は休止の予定日		年 月 日
6 休止する事業の範囲及び休止期間		
7 廃止又は休止する理由		

8 実習 監理を 行った 団体監 理型技 能実習 に係る 事項	①実習実施者届出受理 番号				
	(ふりがな)				
	②団体監理型実習実施 者の氏名又は名称				
	③ 技 能 実 習 計 画	i	認定番号		
			団体監理型技 能実習生の氏 名	ローマ字	
		漢字			
		ii	認定番号		
			団体監理型技 能実習生の氏 名	ローマ字	
		漢字			
	iii	認定番号			
		団体監理型技 能実習生の氏 名	ローマ字		
	漢字				
	iv	認定番号			
団体監理型技 能実習生の氏 名		ローマ字			
	漢字				
9 団体監理型技能実習継続のため の措置					
10 備考					

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 届出の内容が事業の廃止の場合には表題の「事業休止届出書」を、事業の休止の場合には表題の「事業廃止届出書」を抹消すること。
- 3 3 欄及び4 欄は、届出前の事項を記載すること。
- 4 4 欄は、監理事業を行う事業所の全てを記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 6 欄は、届出の内容が事業の休止の場合にのみ記載すること。
- 6 7 欄は、廃止又は休止する理由について具体的に記載すること。
- 7 8 欄は、直近の許可の有効期間において実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項について全て記載すること。また、団体監理型実習実施者ごとに、届出の際に現に実習監理を行っていた技能実習計画について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 10 欄は、休廃止の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第20号(第50条関係)

第1面

		第 号	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第35条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証 (同第104条第1項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。)			
写 真	職名及び氏名		
	年	月	日生
	年	月	日交付
	_____		印

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

第13条 (略)

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収等)

第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第3面

(許可の取消し等)

第37条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2～4 (略)

(監理責任者の設置等)

第40条 (略)

2 (略)

3 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。

4 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。

5 監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

(権限の委任等)

第104条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第1項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第40条第3項から第5項までの規定を施行するために行うものに限る。）（次項及び次条において「報告徴収等」という。）の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

2～6 (略)

第4面

(職権の行使)

第105条 主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。

2 国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第1項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を船員労務官に行わせることができる。

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二～十二 (略)

第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条（第44条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。

事業区分変更通知書

殿

法務大臣

㊟

厚生労働大臣

㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 25 条第 1 項第 7 号の基準に適合しなくなったと認めるため、同法第 37 条第 2 項の規定により、職権で、一般監理事業許可を特定監理事業許可に変更しましたので通知します。

記

1 許可番号	
(ふりがな) 2 監理団体の名称	
3 変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 監査報告受理番号

監 査 報 告 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 42 条第 1 項の規定により、下記のとおり監査報告書を提出します。

記

1 許可番号		
(ふりがな) 2 監理団体の名称		
3 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②事業所枝番号	
4 監査 対象実 習実施 者	①実習実施者届出受理番号	
	(ふりがな) ②氏名又は名称	
	③住所	〒 — (電話 — —)
	④技能実習生の数	合計 人 (第 1 号 人、第 2 号 人、第 3 号 人)
	⑤技能実習責任者	
	⑥技能実習指導員	
	⑦従前の監査の実施の有無	有 (直近の実施日 月 日) ・ 無
5 監査実施日	年 月 日	
6 監査 実施者	①監理責任者	
	②補助者	

7 実地に確認した場所	①事業所	住所：
	②実習実施場所	住所：
	③宿泊施設	住所：
8 技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告		実施 ・ 未実施
9 技能実習生との面談	①人数	合計 人（第1号 人、第2号 人、第3号 人）
	②技能実習生の氏名等	認定番号： 、氏名：
		認定番号： 、氏名：
		認定番号： 、氏名：
		認定番号： 、氏名：
10 設備の確認及び帳簿書類の閲覧		実施 ・ 未実施
11 宿泊施設その他の生活環境の確認		実施 ・ 未実施
12 特記事項		
13 監査結果		
14 総合講評		
15 備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3 欄の②については、事業所枝番号がある場合に記載すること。
- 3 6 欄の②については、監理責任者の指揮の下に、監査の実務を担当する監理団体の役職員を記載すること。
- 4 9 欄の②については、面談を行った技能実習生に係る技能実習計画の認定番号と氏名を記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 12 欄には、技能実習生が従事する業務の性質上、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 52 条第 1 号に規定する方法により監査を行うことができなかった場合に、その理由と他の適切な監査方法を記載すること。
- 6 14 欄については、今回の監査結果に対する監理団体としての評価を簡潔に記載すること。
- 7 15 欄には、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。

※ 事業報告受理番号

事業報告書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 42 条第 2 項の規定により、下記のとおり監理事業に関する事業報告書を提出します。

記

1 報告対象技能実習事業年度	年度 (年 4 月 1 日 ~ 年 3 月 3 1 日)	
2 許可番号		
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 — (電話 — —)
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — —)
	③事業所枝番号	
5 実習監理した団体監理型実習 実施者の数	団体監理型実習実施者 人/法人	
6 実習監理した団体監理型技能 実習生の数	計 人 (第 1 号 人、第 2 号 人、第 3 号 人)	
7 実習監理した団体監理型技能 実習生の国籍 (国又は地域) 及び 人数	(人)	
	(人)	
	(人)	

8 監理事業の実務に従事した職員の数		合計 人（常勤職員 人 非常勤職員 人）					
9 実施体制		受講者名	受講講習名	受講年月日			
	① 監理責任者の講習受講歴						
	② 監理責任者以外の役職員の講習受講歴						
10 技能検定等受検状況	試験区分		受検対象者数(A)		合格者数(B)	合格率(B/A)	
			(a) 修了者数	(b) やむを得ない不 受検者数	(A)=(a)-(b)		
	① 基礎級程度 (第1号修了者)		人	人	人	人	%
	② 3級程度 (第2号修了者)	実技	人	人	人	人	%
	③ 2級程度 (第3号修了者)	実技	人	人	人	人	%
	試験区分		受検者数(A)		合格者数(B)	合格率(B/A)	
	④ 3級程度 (第2号修了者)	学科	人		人	%	
⑤ 2級程度 (第3号修了者)	学科	人		人	%		
11 行方不明者の発生状況		行方不明者 人（行方不明率 %）					
12 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無		人数		人			
		登録の有無		有 ・ 無			
13 地域社会との共生に向けた取組の実施状況	概要						
	① 日本語学習支援						
	② 地域社会との交流の機会提供						
	③ 日本文化を学ぶ機会の提供						

14 監 理費 徴収 実績	①徴収した実習実施者数		人／法人		
	②技能実習生1名当 たりの監理費の額		第1号技能実習生	第2号技能実習生	第3号技能実習生
			円／月	円／月	円／月
	③内訳		徴収額		支出額
	I 総計		円	円	
	II 職 業紹 介費	計	円	円	
		人件費	円	円	
		交通費	円	円	
		外国の送出国へ 支払う費用	円	円	
		その他 ()	円	円	
	III 講 習費	計	円	円	
		施設使用料	円	円	
		講師及び通訳への 謝金	円	円	
		教材費	円	円	
		技能実習生に支給 する手当	円	円	
		その他 ()	円	円	
	IV 監 査指 導費	計	円	円	
		人件費	円	円	
		交通費	円	円	
その他 ()		円	円		
V 其 他の 諸経 費	計	円	円		
	()	円	円		
	()	円	円		
	()	円	円		
15 備考					

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1 欄は、報告を行おうとする技能実習事業年度について記載すること。
- 3 4 欄の③は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
- 4 5 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型実習実施者の数について記載すること。
- 5 6 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の数について記載すること。
- 6 7 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）及び人

数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

- 7 9 欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 10 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に各段階の技能実習を修了し、又は修了する予定であった技能実習生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度の本報告書に計上すること。
また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者や監理団体の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。
- 9 11 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、6 欄の記載の対象となる実習監理した団体監理型技能実習生の数を分母として算出し記載すること。
- 10 12 欄は、他の監理団体が実習監理していた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて実習監理を行うこととなった者について記載すること。
- 11 13 欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じて添付すること。
- 12 14 欄の①は、報告対象技能実習年度内に徴収した実習実施者数について記載すること。
- 13 14 欄の②は、報告対象技能実習年度内に徴収した監理費について、技能実習の段階ごとの技能実習生 1 名当たりの額を算出した上、それぞれ 1 月当たりの平均額を記載すること。
- 14 14 欄の③は、監理費の内訳について記載すること。また、同欄の V は、Ⅱ からⅣ に該当しないものがある場合には、費目を具体的に記載すること。
- 15 15 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
- 16 一般監理事業に係る監理許可を受けた監理団体については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 31 条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。

別記様式第24号(第64条関係)

第1面

			第	号
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第100条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証				
写 真	職名及び氏名			
	年	月	日生	
	年	月	日交付	
	法務大臣		印	
厚生労働大臣		印		

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

第13条 (略)

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第100条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第100条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした機構の役員又は職員

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。